大阪市発達障がい者支援センター運営等業務委託

（長期継続）

受託法人募集要項

令和８年１１月

大阪市

事務局　：　大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター
相談課（発達障がい者支援グループ）
〒547－0026

住　所　：　大阪市平野区喜連西6-2-55
（大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター3階）

電　話　：　06－6797－6560

電子メール　：　fa0034@city.osaka.lg.jp

1 事業名称

大阪市発達障がい者支援センター運営等業務

2 業務内容に関する事項

(1)事業目的と概要

本事業は、発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第2条第2項に規定する発達障害者(同項に規定する発達障害児を含む。以下「発達障がい児(者)」という。)に対する支援を総合的に行う大阪市の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について市内に居住する発達障がい児(者)及びその家族、関係施設や関係機関等の職員等(以下「発達障がい児(者)やその家族等」という。)からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障がい児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障がい児(者)やその家族等の福祉の向上を図ることを目的に設置する「大阪市発達障がい者支援センター」を運営する業務の受託を希望する法人を募集する。

(2)業務内容

ア センター運営業務
イ 地域サポートコーチ業務
ウ 療育プログラムの検証・指導等
エ 発達障がい者支援モデル事業
※具体的な内容については、別添仕様書のとおり

(3)事業規模(契約金額)

単位:円(消費税等を含む)

年度	事業費
令和9年度	79,187,071 円
令和 10 年度	79,187,071 円
令和 11 年度	79,187,071 円

※上記事業費は、センター運営業務、地域サポートコーチ業務、発達障がい者支援モデル事業の合計

※療育プログラムの検証・指導等業務委託料について

・当該業務を実施する場合においては、別途、契約を締結する。
・実施の有無については、前年度の1月末までに通知を行う。
・業務委託料については、180,026 円(消費税等含む)とする。

(4)履行期間

令和9年4月1日(木)から令和 12 年3月 31 日(日)まで

(5)設置場所等

発達障がい者支援センターの事務所は、次の場所に設置する。
大阪市平野区喜連西6－2－55
(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談・判定部門内で本市が指定する場所)

ア 相談室等についても、同建物内において本市が指定する場所を使用すること。
イ 利用者に対する効果的な支援が行われるよう、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターの訓練部門(通称:大阪市更生療育センター)及び職業訓練部門(大阪市職業リハビリテーションセンター)と連携し、必要に応じて相談支援等に関する知見の活用、緊急時の対応等に施設機能の活用を図ること。

(6)費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額

以外の経費を負担しない。

3 契約に関する事項

(1)契約の方法

・大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）の規定に基づき、委託契約を締結する。
・契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。
・契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。その際、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。
・受注者決定後、契約締結までに受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合は、受注決定は無効とする。
・選定後の受注の辞退は、原則として認めない。なお、受注の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(2)委託料額

・業務委託料は、上記２(３)に記載の額を契約金額とする。ただし、令和９年度予算が成立した場合に契約締結を行うこととする。
・令和 10 年度から令和 11 年度までの各年度予算が成立しない場合、契約を解除することがある。各年度予算が変更された場合は、受注者と協議の上、契約の一部を変更して契約を締結する場合があり、原則として、受注者はこれに応じなくてはならない。

(3)委託料の支払い

会計年度(各年4月1日から翌年3月 31 日まで)ごとに、受注者からの請求に基づき、四半期ごとに確定払いにて支払う。なお、業務の実情を考慮し、受注者は前払いによる支払いを請求することができるものとする。

(4)契約書案

別紙参照

(5)再委託の禁止及び公表

ア 大阪市発達障がい者支援センター運営等業務委託契約書第 16 条に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
(ア)委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
(イ)上記「2業務内容に関する事項」「(2)業務内容」に記載の各業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの軽微な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の2第 1 項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、

又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を大阪市発達障がい者支援センター運営等業務委託契約書第 16 第２項及び第 16 条の２第２項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6)契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。なお、契約の解除にあたっては、次の受注者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引継ぎなどを行わなければならない。

ア　正当な理由なく契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
イ　契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
ウ　契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
エ　発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
オ　監督官庁から営業許可の取消し又は停止等の処分を受けたとき。
カ　職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 16 号）の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
キ　関係法令や要綱等を遵守しないとき。
ク　各年度予算が成立しなかったとき。
ケ　前各号のほか契約事項に違反したとき。

4 応募資格・許認可等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

（1） 発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）第２条に定める要件を満たす法人であること。
（2） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当していない者であること。
（3） 令和７・８・９年度本市入札参加資格者名簿に登録している者については、参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
（4） 令和７・８・９年度本市入札参加資格者名簿に登録されていない者については、参加申請時において、引き続いて１年以上営業等を行っており、かつ納税義務者にあっては、法人税、消費税及び地方消費税、法人市府民税及び固定資産税を完納していること。
（5） 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

5 スケジュール(予定)

・ 募集要項の公示	令和８年 11 月 18 日（水）
・ 質問受付締切	令和８年 11 月 26 日（木）
・ 質問に対する回答（ホームページ掲載）	令和８年 12 月３日（木）
・ 企画提案書受付締切	令和８年 12 月 18 日（金）まで
・ 選定結果通知	令和９年１月下旬
・ 契約締結・業務開始	令和９年４月１日（木）
・ 業務完了	令和 12 年３月 31 日（日）

6 応募手続等に関する事項

(1)質問の受付

ア　受付期間

令和８年 11 月 18 日（水）午前９時 30 分から令和８年 11 月 26 日（木）午後５時まで

イ　提出方法

別紙「質問票」に記載し、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課（発達障がい者支援グループ）まで電子メールにより提出すること。

なお、質問票を提出した場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。

ウ　回答

令和８年 12 月３日（木）までに大阪市ホームページにより回答する。

ただし、質問が無い場合は掲載しない。

(2)企画提案書の提出

ア 受付期間

令和8年12 月 11 日(金)から令和8年12 月18日(金)まで(土・日曜日除く)

午前9時 30 分から午後5時まで(ただし、午後0時 15 分から午後1時までを除く。)

イ 提出書類

提出書類は、A4版とし、「大阪市発達障がい者支援センター運営等業務委託(長期継続)に係る応募書類」のとおりとする。

ウ　提出部数

６部（正本１部、副本５部（複写可））

（目次を作成し、項目及び資料番号ごとに右端にインデックスラベルを貼付のうえ、１部ごとにＡ４ファイル（縦）に綴じること。なお、副本５部については、匿名性を確保するため、応募事業者が推定できる内容（応募事業者の商号又は名称（略称含む）及び代表者氏名・住所等）について墨塗りすること。）

エ　提出場所

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課（発達障がい者支援グループ）

大阪市平野区喜連西６丁目２－55

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター３階

オ　提出方法

必ず持参により提出すること。郵送等での提出は不可とする。

7 選定に関する事項

(1)選定方法

ア　企画提案書を提出した者に対し、企画提案審査を実施する。

イ　審査については、大阪市障がい者福祉関係業務委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）が行い、その意見を受けて選定する。

ウ　選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

エ　複数の事業者の参加があるなど、企画提案書による審査が困難な場合に限り、事業者によるプレゼンテーションを実施するものとし、実施する場合は、開催日時、開催場所、内容・方法について、企画提案書の提出期間後に事業者に通知する。

オ　審査の結果、評価点数が最も高い事業者が複数いる場合は、評価項目中「業務運営に関する事項」の評価点合計の高い方を契約候補者として選定し、本項目の評価点も同点の場合は、選定委員の合議により契約候補者を選定する。

ただし、評価点数が満点の６割に満たない場合は、契約候補者として選定しないこととする。

また、選定委員の一人以上に評価点数が 60 点未満の採点があった場合は、選定委員の合議により適否を判断し、評価項目「業務運営に関する事項」の選定委員ごとの評価点数が一人以上に配点の６割に満たない採点があった場合においても、選定委員の合議により適否を判断する。

(2)選定基準

審査は、応募資格を満たす者から提出された企画提案書に基づき、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

	評価項目	配点
法人に関する事項	法人として安定した事業運営を行う能力がある ・基本方針 ・障がい者福祉事業に関する運営実績、障がい者雇用 ・経営の健全性・安定性	１５
業務運営に関する事項	実効性のある適切な事業計画が立てられている ・職員配置 ・連絡協議会等の設置 ・発達障がいへの理解促進と普及啓発の取組 ・地域の関係機関、事業所等への支援の実施体制 ・親支援講座、支援者講座の実施体制及び実施方法 ・発達障がい者支援モデル事業マネージャーの配置 ・職員の研修体制及び専門性の確保 ・個人情報保護の取組 ・苦情解決の取組及び障がいのある人への合理的配慮の提供	７５
当該委託事業に係る実績	令和６年度～令和７年度における実績 ・本事業又は類似事業の運営実績	１０
合　計		１００

(3)失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア　選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること。
イ　他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
ウ　事業者選定終了までの間に､他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
エ　提出書類に虚偽の記載を行うこと。
オ　選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
カ　募集要項に違反又は著しく逸脱している場合。
キ　提出期間内に提出書類が提出されなかった場合。
ク　その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4)選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに、全ての参加者に通知するとともに、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1)提案に要する費用､条件等

ア　業務委託料は、上記2(3）のとおりの予定となっているが、令和９年度の予算が保証されているものではないため、令和９年度において、所要予算の当該金額について発効されない場合は、本市は、当該契約を締結しない。契約を締結しない場合に、契約予定法人において損害が生じても、本市は、その損害について一切負担しない。
イ　企画提案の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
ウ　参加申請一法人につき、一企画提案書のみとする。(複数の企画提案書の提出はできない。)

エ　採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第３号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

オ　すべての提出書類は返却しない。

カ　提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（ただし、「大阪市情報公開条例」に基づく公開を除く。）

キ　必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があるが、提出書類について、提出後の追加及び、変更は認めない。

ク　参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

ケ　選定後の受注の辞退は原則として認めない。受注の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

コ　受注予定法人の事情により業務の実施ができなくなった場合、準備のために支出した費用等について本市は補償しない。

サ　２（４）に定める履行期間に次期の受注者（以下「新受注者」という。）が決まった場合、受注者は円滑に次期事業が開始できるように、新受注者に対し必要な引継ぎを行うこと。

なお、契約期間の途中における契約解除等により業務引継が発生する場合でも受注者は誠実に引継ぎ等を行うこと。

(2)提出先、問合せ先

〒547－0026　大阪市平野区喜連西６丁目２－55
大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター３階
大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課（発達障がい者支援グループ）
電　話：06－6797－6560　　電子メール：fa0034@city.osaka.lg.jp